

業 務 委 託 仕 様 書

1 件 名

「クラウドと連携した 5G・IoT・ロボット製品開発等支援事業」における展示スペースに係る設計図書作成および造作業務委託

2 目 的

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下、「都産技研」という）は、「クラウドと連携した 5G・IoT・ロボット製品開発等支援事業」の一環として、中小企業との共同研究、技術の普及促進や人材育成等を行っている。

しかし、クラウド・IoT・AI 技術の活用により、どのように業務改善・効率化を行うか、自社事業の付加価値向上を図るかについては、中小企業にとって未知であることが多い。

そこで本業務委託では、クラウド・IoT・AI 技術の全体像を理解できる展示スペースを作成し、中小企業の理解を深め、生産性向上や製品開発による新規事業参入を支援することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から 2025 年 11 月 28 日まで

4 基本設計

- (1) 中小企業のクラウド・IoT・AI 利用、クラウド製品・システム開発に有益な展示スペースであること。
- (2) 展示スペースの見学者が、クラウド・IoT・AI を連携したシステムの全体像を理解できるものとする。見学者は主に中小製造業の技術者及び経営者を想定すること。
- (3) 既存のクラウド・IoT・AI 利用の事例や展示物を調査・分析し、設計図書に反映すること。
- (4) 展示スペースの見学者が、様々な産業分野でのクラウド・IoT・AI 活用事例を理解できるように、クラウド・IoT・AI 活用事例展示を含むこと。
- (5) 都産技研 DX 推進センター（東京都江東区青海二丁目 5 番 10 号テレコムセンタービル東棟 3 階）の所定エリア（面積 125 m²・天井高 2.65m・床荷重 600kg/m²）に設置できること。「なお、既存施設や利用可能な設備等は最大限活かし、躯体工事等の大規模工事は行わない。」
- (6) 展示スペースの見学者が見学しやすい展示・デザインさらに職員が運用しやすいレイアウト・システムを前提とした設計とすること。

- (7) 過去の公募型共同研究成果を展示するスペースを全体の25%程度設けること。
展示内容は簡便に交換できるように配慮すること。
- (8) 展示スペースは見学者のみでも見学できるよう、来場受付・見学コースの案内を自動化するシステムも含めた設計とすること。ただし、施設の安全性等の制約で実現不可能な場合は設計図書に含めなくてよいとすることとする。

5 業務内容

- (1) 展示物及び展示スペースに関する調査と提案業務
- (2) 展示物及び展示スペースの設計図書の作成業務
- (3) 展示物及び展示スペースの調達・造作業務
- (4) 展示物及び展示スペースの操作・説明業務
- (5) 契約中の管理及び進行業務
- (6) その他の業務

6 業務の詳細

- (1) 展示物及び展示スペースに関する調査と提案業務

以下により、展示物及び展示スペースに関する調査と提案等を行うこと。

ア 既存のクラウド・IoT・AI技術及びクラウド製品・システム開発に関する展示スペースについて、その特徴や効果を調査すること。調査対象は、今回造作する展示スペースと同規模かつ技術解説を含むものを5箇所以上とすること。

イ 既存の展示スペースについて、入退館管理方法や周知方法を調査すること。調査対象は、今回造作する展示スペースと同規模かつ技術解説を含むものを2箇所以上とすること。調査対象はアと重複して良い。

ウ クラウド・IoT・AI技術に関する展示物について、その展示内容、展示方法を調査すること。調査対象は20件以上とすること。

エ 見学者が見る・聞く・触ることが可能な体験型コンテンツについて、その展示内容や展示方法を調査すること。調査対象は3件以上とすること。

オ 上記アからエを踏まえて、展示物の候補としそれを設置した展示スペースを3つ以上提案すること。各案には体験型コンテンツを1つ以上含めること。

カ 上記アからオについて、都産技研職員を加えた会議体にて議論し、展示スペースのコンセプトをまとめること。この際、広報やそれに必要となるコンテンツについても提案を行うこと。

キ 展示スペースの運営を想定し、公募型共同研究成果の展示方法について提案を行うこと。この際、コンテンツの入替えを簡便なものにすること。

ク 展示スペースの全体設計は上記カで決定されたコンセプトに基づき、全体として一貫性のあるものに仕上げること。

ケ 各展示物は上記カで決定されたコンセプトに合致し、展示スペース全体と連携した説明が行えるものであること。

- コ 上記アからケについて、2025年2月までに完了し、報告会を実施すること。報告会の日時や実施方法については、都産技研職員と協議し決定すること。
- サ 疑義が生じた場合には都度、都産技研職員と協議し、承諾を得ること。

(2) 展示物及び展示スペースの設計図書の作成業務

以下により、展示物及び展示スペースの設計図書を作成すること。

- ア 上記(1)の内容を踏まえて、展示物の設計図書(仕様書、要件定義書、設計書、図面、パース等の調達・作成の実施に必要な図書)を作成すること。展示物を作成するために必要十分な設計図書とすること。
- イ 上記(1)の内容を踏まえて、展示スペースの設計図書(仕様書、設計書、図面、パース等の調達・造作の実施に必要な図書)を作成すること。展示スペースを造作するために必要十分な設計図書とすること。
- ウ コンテンツについても上記(1)を踏まえて、導入機器や展示ストーリーを設計し、都産技研職員の承諾を得ること。
- エ 設計図書についてはA4サイズのファイルで作成すること。紙媒体ならびに電子データそれぞれ提出すること。電子データについてはファイルフォーマットを都産技研職員と協議し承諾を得ること。
- オ 仕様書には、各展示内容の目的及びマニュアルの作成について記載すること。
- カ 展示物及び展示スペースの調達・造作に係る費用の見積書を作成すること。
- キ 本契約に含まれないが、運用費用と保守費用の見積書を作成すること。なお、参考として、2026年度及び2027年度の2年間それぞれの計画とする。
保守費はクラウド使用料、サーバ使用料、ソフトウェア更新費、保守校正費等の必要最低限のものとする。
- ク 上記アからキについて、2025年7月までに完了し、報告会を実施すること。報告会の日時や実施方法については、都産技研職員と協議し決定すること。
- ケ 疑義が生じた場合には都度、都産技研職員と協議し、承諾を得ること。

(3) 展示物及び展示スペースの調達・造作業務

以下により、展示物及び展示スペースの調達・造作を行うこと。

- ア 上記(2)の内容を踏まえ、作成された設計図書に沿って、コンテンツ、展示物及び展示スペースを調達・造作し、運用可能な状態で納品すること。
- イ 専用部分内造作・設備の新設・増設・変更・除去工事等、現状変更には、事前に都産技研が入居する建物管理会社に届け出をし、建物管理会社の許諾を得ること。また建物管理会社の指示に従うこと。館内造作作業に疑義がある場合には建物管理会社と打合せを行うこと。また建物管理会社から打合せの要請がある場合には応じること。
- ウ 荷物の搬出入は非常用(荷物用)エレベーターを使用すること。非常用エレベーターの寸法は間口1,800mm、奥行き2,500mm、高さ2,300mm、積載2,200kg、定

員 33 名である。

- エ 専用部分内造作・設備の新設・増設・変更・除去工事等、現状変更は、平日の 10 時から 17 時の間で実施すること。
- オ 展示物及び展示スペースの運用マニュアルを作成すること。
- カ 本業務における入替え物品において、都産技研が指示した不要物を処分すること。
- キ 本委託業務で説明用パネルがある場合には LED 発光パネルを用いること。
- ク 上記アからキについて、2025 年 10 月までに完了し、報告会を実施すること。報告会の日時や実施方法については、都産技研職員と協議し決定すること。
- ケ 疑義が生じた場合には都度、都産技研職員と協議し、承諾を得ること。

(4) 展示物及び展示スペースの操作・説明業務

展示物及び展示スペースについて、2025 年 11 月までに上記 (3) ウで作成された運用マニュアルを基に運用・操作方法に関する実地トレーニングを実施すること。実地トレーニングの日時、回数、実施方法については、都産技研職員と協議し決定すること。

(5) 契約中の管理及び進行业務

以下により、契約中の管理及び進行等を実施すること。

- ア 本業務の遂行にあたって、実施体制及び連絡窓口を明確すること。そのために連絡先が記載された実施体制図を作成し、初回打合せ時に提出すること。
- イ 本委託業務の進捗を管理するプロジェクトリーダー（事業の実質的な責任者）を 1 名以上配置すること。
- ウ 上記プロジェクトリーダーは、技術に関する展示スペースおよび展示物造作に関する幅広い経験と統括責任者の経験が十分にある者を選定すること。
- エ プロジェクトリーダーは、本委託業務に係る、業務毎にスケジュールを立案・作成し提出すること。
- オ プロジェクトリーダーは、業務毎のスケジュール進捗を管理・把握し、適宜都産技研職員へ進捗状況等の報告を行うこと。
- カ 本委託業務に係る他の担当者についても、技術に関する展示スペースおよび展示物造作に関する知見がある者を選定すること。
- キ 本仕様書に記載された業務の一部について再委託を行う場合は、都産技研に申請し承諾を得ること。詳細は「8. 再委託等」のとおりとする。
- ク 担当者に欠員が生じた場合は速やかに人員の補充を行い、実施体制を維持すること。その他担当者の追加や変更等が生じた場合は、速やかに新たな実施体制図を作成し、都産技研と共有すること。
- ケ 本委託業務期間において、都産技研の求めに応じて、月 1 回以上の進捗会議を開催すること。進捗会議では進捗状況報告、協議すべき事項の確認を行い、議事録を

作成の上、提出すること。

コ 業務進捗会議は都産技研職員の意見や提案が反映されるように工夫すること。

サ 上記（１）から（４）の工程管理表を作成し、都産技研職員の承諾を得ること。

（６）その他の業務

ア 報告書の作成

受託者は（１）から（５）の各業務の報告会終了後に速やかに報告書を作成し、都度、都産技研へ報告・提出すること。併せて、委託期間終了後には委託期間を通じた報告書（以下、総括報告書）の作成を行うこと。

各報告書の要件は下記のとおりとする。なお、報告書はA4ファイルに綴じた形とし、紙媒体で２部作成すること。また、総括報告書については、電子データをDVD-R等に記録したのもも作成すること。個々の電子データの形式は、都産技研職員の指示を受けること。

イ 納品物

納品物については以下のものとする。紙媒体ならびに電子データそれぞれで納品すること。

- ・展示物及び展示スペースの造作物一式
- ・設計図書
- ・提案書
- ・施工図
- ・調査報告書（A4サイズ）
- ・総括報告書（A4サイズ）
- ・運用マニュアル（A4サイズ）
- ・コンテンツ動画

7 納品場所

東京都江東区青海二丁目５番１０号テレコムセンタービル東棟

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター 企画部 プロジェクト企画室

8 再委託等

- （１） 本委託業務の一部を第三者へ再委託をする場合は、該当する業務を開始する前に「再委託許諾申請書」（別紙１）を提出し、都産技研と書面による許諾を交わすこと。
- （２） 都産技研の許諾後、実施体制図を再作製し速やかに提出すること。
- （３） 再委託を行った業務に関して問題が発生した場合、都産技研に速やかに報告するとともに、再委託先と連帯して受託者が責任を負うこと。
- （４） 特に、個人情報等を取り扱う業務を再委託する際は、保有個人情報を適切に管

理する能力を有しないものを選定することがないように、慎重に選定を行うこと。
受託者は再委託先に対して必要かつ適切な監督を行っているかを監督する等、再委託先においても個人情報 が適正に取り扱われるよう、再委託先に対し必要な措置を講じること。

- (5) 受託者は再委託業務先についても、初回打ち合わせ時に案として実施体制図に記載すること。

9 著作権等

- (1) 委託業務の実施にあたり受託者は、デザイン・レイアウト等の著作物に関するすべての著作権（著作権法第 27 条（翻訳権、翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物に関する原作者の権利）を含む）を、デザイン・レイアウト等の納品時に都産技研に譲渡すること。
- (2) 都産技研及び都産技研が指定した者に対し著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 当該デザイン・レイアウト等は、国内外における第三者の産業財産権、著作権、不正競争防止法及びその他の関係法令に抵触しないこと。上記譲渡及び不行使の対価は契約金額に含まれる。
- (4) 二次的著作物の利用については著作者の了解を得た上で都産技研が利用する。

10 個人情報等の取り扱い

本委託業務において収集した個人情報については、別紙 2（個人情報に関する特記事項）に基づき、受託者が適切に管理を行うこと。

11 守秘義務

本委託業務において知り得た情報については、委託期間終了後も、予め都産技研の同意をえることなくして第三者に開示又は漏洩してはならない。再委託先についても同様とする。

12 電子情報処理等の取り扱い

受託者は都産技研が定める「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」（別紙 3）を遵守し、電子情報等を適切に取り扱うこと。

13 瑕疵担保

本委託業務終了後 1 年間は瑕疵担保期間とし、納品後に判明した本委託業務に係る瑕疵は、受託者にて無償で対応すること。

14 その他

- (1) 本業務の実施にあたり故意又は過失により都産技研や第三者に損害を与えた場合、その損害が都産技研の責任に帰する場合を除き、賠償等の責任は受託者が負

うこととする。

- (2) 契約代金の支払いは、委託業務完了後請求書に基づき一括して支払うこととする。
- (3) 既存調査、文献等の引用及び使用について
- (4) 本業務の報告書に既存調査、文献等を引用及び使用する場合には、著作権に関して、受託者の責任において必要な処理を行うこと。
- (5) ディーゼル車規制に適合する自動車による配送等
本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。
 - ア 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。
なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (6) 本仕様書に定めなき点、もしくは疑義のある時は都産技研職員と協議の上、都産技研の指示に従うこととする。

15 担 当

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター 総務部財務会計課

電話番号 03-5530-2790 FAX 番号 03-5530-2767